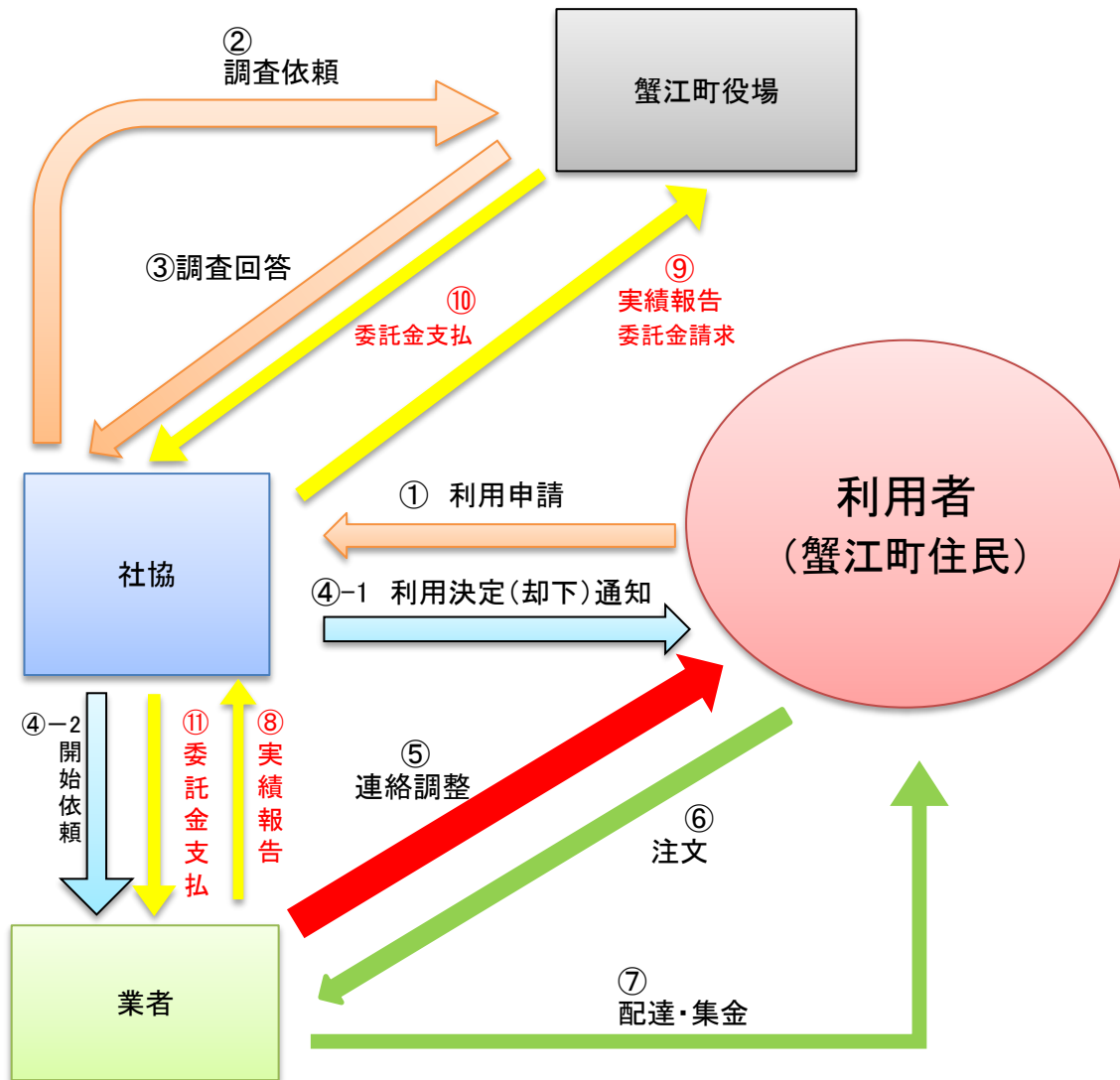


配食サービスのフローチャート



※④-1の利用決定通知後、新規利用者の初回注文及び集金方法の説明等連絡調整は配食業者が行う。(⑤のこと)

※⑤毎月利用者は業者及びメニューを自由に選択できる。ただし、業者の選択は1か月間固定を条件とする。

※⑧業者の実績報告は毎月10日までに利用者の押印及び署名がされている受領確認書と請求書を社協へ提出する。

※詳しくは社協へ確認すること。